

総務委員会記録

令和4年6月21日開催

- 1 日 時 令和4年6月21日(火) 9:58 ~ 11:28
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 荒谷委員長 陶久副委員長
渡部委員 金久委員 住友利広委員 小野委員
星加委員 住友進一委員 藤本委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 正副議長 平山議長 湯浅副議長
- 6 傍聴議員 横田議員 幸坂議員 喜多議員 広浦議員 水谷議員
西川議員 久米議員 沢本議員 橋本議員 福谷議員
奥田議員 佐々木議員
- 7 出席理事者 表原市長 山本副市長 松崎政策監 桑村政策監
岡田企画部長 吉積総務部長 岡部危機管理部長
木本会計管理者 中川消防次長 大田消防本部参事
松田消防署長 佐坂秘書広報課長 荒井人事課長
吉岡行革デジタル戦略課長 横手ふるさと未来課長
田中総務課長 山崎財政課長 清水税務課長
川端危機管理課長 小原会計課長 田中消防総務課長
武田第一消防課長 小杉第二消防課長
手塚選挙管理委員会事務局長 倉野監査事務局長
山田企画政策課長補佐 他
- 8 事務局 阿部議会事務局長 新田課長補佐 天川主査
- 9 傍聴者 1名
- 10 記者席 1名

【 会議の概要 】

開 会 9 : 5 8

荒谷委員長 おはようございます。若干、時間が早いですが、全員の委員、おそろい
でございますので、ただ今から総務委員会を開催いたしたいと思いを
本日は、非常に天候の悪い中でございますが、理事者の皆様をはじめ、委
員全員の御出席をいただき、総務委員会を開催させていただきます。梅雨
に入りまして、非常に体調不良とか、そういった方もいらっしゃると思
いますが、この委員会の部屋の中はきれいなアジサイの花が咲いておりま
して、心が洗われる思いでございます。本日は、それぞれの立場で意見等
を述べていただいたらと考えております。どうぞ、皆様方におかれましては、
忌憚なご意見をいただきますようお願い申し上げます。ただ今から開催
させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、理事者を代表して、市長に御挨拶をお願いしたいと思います。

表原 市長 改めまして、おはようございます。本日も御多用の中、総務委員会を開
催いただきまして誠にありがとうございます。

早速ではございますけれども、本委員会に提案をさせていただきます案
件につきましては、税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の承認
案1件、令和3年度一般会計補正予算に係る専決処分の承認案1件、条例
の一部改正案1件、令和4年度一般会計補正予算案1件、徳島県市町村総
合事務組合規約の変更について1件の計5件でございます。詳細につきま
しては、関係課長から説明をいたさせますので、御提案申し上げました案
件につきまして、御審議のうえ、御承認を賜りますようお願いを申し上げ
ます。雨にふさわしいアジサイの花がありますように、総務委員会にふさ
わしい、また闊達な意見が本日も酌み交わされること、謹んでお願い申
上げまして、開会に当たりましての御挨拶に代えさせていただきます。本
日も何卒よろしくお願ひをいたします。

荒谷委員長 ありがとうございます。

本委員会に付託されております案件は、市長提出議案5件、議員提出議
案1件であります。早速、議案の審査に入りたいと思います。

承認第1号 阿南市税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の承認について

荒谷委員長 それでは、『承認第1号 阿南市税条例等の一部を改正する条例に係る専
決処分の承認について』を議題といたします。理事者の説明を求めます。
清水税務課長。説明が長いようでしたら着座でどうぞ。

【理事者説明 清水 税務課長】

荒谷委員長 ありがとうございます。理事者の説明が終わりましたので質疑に入りた
いと思います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

荒谷委員長 質疑なしという声でございますので、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、承認第1号を採決いたします。本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

荒谷委員長 御異議なしと認めます。よって、『承認第1号 阿南市税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の承認について』は原案のとおり承認いたします。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 承 認

承認第3号 令和3年度阿南市一般会計補正予算(第9号)に係る専決処分の承認について(関係部分)

荒谷委員長 次に『承認第3号 令和3年度阿南市一般会計補正予算(第9号)に係る専決処分の承認について』のうち、本委員会に関係する部分を議題いたします。承認第3号については、先の全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りたいと思います。質疑ございませんか。星加委員。

星加 委員 この一般会計補正予算につきまして、令和3年度の一般会計補正予算の関連でお聞きしたいと思います。5月31日に出納閉鎖が行われておりますが、一般会計の単年度の実質収支額、それと、積立金を含めた収支をお聞かせいただきたいと思います。

荒谷委員長 小原会計課長。

小原 課長 会計課、小原でございます。どうぞよろしくお願いたします。星加委員の御質問にお答えをいたします。

一般会計に関する決算の状況について、単年度収支額、積立金を合わせた実質単年度収支額はどうなっているか、との御質問でございますが、なお、決算状況につきましては、決算審査特別委員会の御承認をいただけないことから概算額となりますことを御了解いただきたいと存じます。

令和3年度一般会計の歳入総額が約373億613万円、歳出総額が約358億5,475万円、歳入歳出差引額は約14億5,138万円となり、翌年度への繰越額を除いた実質収支額は約12億8,351万円、この金額から前年度の実質収支を除いた単年度収支額は約11億8,411

万円でございます。また、実質単年度収支額は、財政調整基金の取り崩し
がなかったため、単年度収支額に財政調整基金積立金約8億9,392万
円を加えた約20億7,803万円でございます。以上、お答えといたし
ます。

荒谷委員長 星加委員。

星加 委員 ありがとうございます。令和3年度というのは、20億ぐらいのお金
が、積立額を含めてですが黒字ということと考えます。令和元年度は少々
の赤字、令和2年度は少し黒字でしたか。そのように記憶しておりますが、
この金額、コロナ禍でもありますので、有効に使っていただきたいと要望
しておきます。

荒谷委員長 要望ということで。
ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

荒谷委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、承認第3号を採決いたします。本件を原案のとおり承認する
ことに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

荒谷委員長 御異議なしと認めます。よって、『承認第3号 令和3年度阿南市一般
会計補正予算(第9号)に係る専決処分の承認について』のうち、本委員
会に関係する部分については原案のとおり承認といたします。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 承 認

第3号議案 阿南市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

荒谷委員長 次に、『第3号議案 阿南市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につ
いて』を議題といたします。理事者の説明を求めます。中川消防次長。

【理事者説明 中川 消防次長】

荒谷委員長 ありがとうございます。理事者の説明が終わりましたので、質疑に入り
たいと思います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

荒谷委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより第3号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

荒谷委員長 御異議なしと認めます。よって『第3号議案 阿南市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について』は、原案のとおり可決といたします。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

第4号議案 令和4年度阿南市一般会計補正予算(第1号)について(関係部分)

荒谷委員長 次に『第4号議案 令和4年度阿南市一般会計補正予算(第1号)について』のうち本委員会に関係する部分を議題といたします。第4号議案については、先の全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りたいと思います。質疑ございませんか。金久委員。

金久 委員 おはようございます。全員協議会で説明を受けておりますが、この補正予算の予算説明書23ページにございます歳入ですが、そこに国庫支出金、国庫補助金として、2目に総務費国庫補助金、1節、総務管理費補助金のうち、説明のところにございます新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金がマイナス488万8,000円、デジタル田園都市国家構想推進交付金が347万5,000円とございます。二つの交付金の差額と思われる節の金額がマイナス141万3,000円とございます。この141万3,000円は歳出で充当というのが、27ページを見ますと、歳出のうち総務費、そして9目の電子計算業務費の説明欄にございます財源振替141万3,000円と考えますけれども、このことについて改めて、この内容についてお伺いをしておきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

荒谷委員長 吉岡行革デジタル戦略課長。

吉岡 課長 行革デジタル戦略課、吉岡でございます。よろしくお願ひします。
金久委員からの、財源振替についてのお尋ねでございますが、はじめに、予算書23ページに記載しております総務費国庫補助金のデジタル田園都市国家構想推進交付金347万5,000円につきましては、今年度、行革デジタル戦略課が導入を予定しております公共施設予約システム及びAIチャットボットに対する補助金でございます。令和4年度当初予算においては、公共施設予約システム、AIチャットボットとも、全額、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てておりましたが、本年

1月にデジタル田園都市国家構想推進交付金の説明会があり、この二つのシステム導入については本交付金の活用が可能と思われるため、2月に実施計画書、また、3月に交付申請書を提出していたところ、4月に交付決定をいただいたことから、この度の補正予算で財源振替をさせていただくものでございます。

デジタル田園都市国家構想推進交付金の事業費に対する補助割合は2分の1となっており、残りの2分の1のうち、80パーセントについてはコロナ交付金が活用できますので、費用全体の1割は一般財源からの支出が必要となりますが、当初、コロナ交付金を充てていた分については他の事業へ活用できることとなります。

結果として、予算書23ページに記載がありますように、総務費国庫補助金については、減額する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金488万8,000円と、デジタル田園都市国家構想推進交付金347万5,000円の差額、141万3,000円が一般財源となり、予算書27ページの9、電子計算業務費で財源振替をさせていただいております。以上、御説明とさせていただきます。

荒谷委員長 金久委員。

金久 委員 説明、ありがとうございます。

今の説明ですと、市としても積極的にその交付金を申請、研究されて、そこで決定、採択がされたということでもあります。充当される事業につきましては、有効に使えるということでもありますので、しっかりと事業を進められまして、その成果を期待しておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

荒谷委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

荒谷委員長 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

これより第4号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

荒谷委員長 御異議なしと認めます。よって『第4号議案 令和4年度阿南市一般会計補正予算(第1号)について』のうち、本委員会に関係する部分は、原案のとおり可決いたします。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

第6号議案 徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う徳島県市町村総合事務組合同規約の変更について

荒谷委員長 次に、『第6号議案 徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う徳島県市町村総合事務組合同規約の変更について』を議題といたします。理事者の説明を求めます。荒井人事課長。

【理事者説明 荒井 人事課長】

荒谷委員長 ありがとうございます。理事者の説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

荒谷委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより第6号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

荒谷委員長 御異議なしと認めます。よって『第6号議案 徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う徳島県市町村総合事務組合同規約の変更について』は、原案のとおり可決といたします。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

議第1号 国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書

荒谷委員長 次に、『議第1号 国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書』を議題といたします。本件については、16日の本会議において提案理由の説明を受けておりますので、これより議第1号について、委員からの御意見をいただきたいと思っております。御意見ございませんか。星加委員。

星加 委員 よろしくお願ひいたします。

議第1号につきまして、海の日は7月20日に、1,995年に制定され、施行が1,996年ということでございます。その後、議員立法によりまして、2,003年に7月の第3月曜日、ハッピーマンデーとなりまして、変更をされたわけでございます。現在は7月第3月曜日として定着

をして、確か19年、定着をしたということでございます。

私が、一部の方ではありますが、海の日7月20日固定化について、市民にお聞きをいたしましたら、「7月の3連休を毎年、家族とキャンプに行ったり旅行に行ったりしている。土、日、月の3連休だと、土曜、日曜に出かけて、月曜日はゆっくり休める」という意見がございました。それ以外に、また一方では「月曜日が祝日でなくなったら、月曜日が生ごみの収集の人は収集に来てくれるから、祝日でお休みでないほうがいい」という意見もありました。そのように市民の意見も分かれています。今回の学校の統合等についてもパブリックコメントを行うという報道が、今朝の新聞に、阿南市政だよりに載ってございました。この議第1号につきましても、もう少し時間をかけて、市民の意見を聞いてもいいのではないかと思います。委員長から付託されておりますこの総務委員会の委員に、皆さんに御意見を聞いていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

荒谷委員長 先ほど、星加委員から御意見ございましたが、ほかの委員、どうでしょうか。渡部委員。

渡部 委員 よろしく申し上げます。

皆さんのいろいろな意見を聞くということ、とても大切だと思います。ですが、この中での、今回出ている意見書の提案理由は、その通り、大事なことではないかなと私は思います。提案理由の中にあります海の恩恵、それから、海にまつわる日本の伝統に感謝すること、また、これからの、未来の海の環境と安全を考えるために、あえて日にちを7月20日に固定するというところに、そこの意義があると思います。SDGsを掲げる阿南市としても、海の日が7月20日であるその意味を考える、確かに、皆さんの休日でもありますが、体を休めることも大事ですが、海について思いをはせる、そのために固定化をするという理由だと私は受け止めておりますので、私は、この意見書に賛成です。以上です。

荒谷委員長 小野委員。

小野 委員 この祭日、国民の祝日と決めるとするならば、やはり少し、議員が、会派が決めているものか、すごく、ちょっと問題があるのではないかと思います。やはり、国民といえば国民、阿南市民といえば市民、やはり私たちは阿南市民だから、議員には、市民の声を広く集めてまとめる必要があるのではないかと思います。今少し、時間をかけて市民の声を聞いてもいいのではないかと、このように思っております。

荒谷委員長 住友利広委員。

住友利広委員 私、祝日というのは大変、必要な、大切な日だと思う。昔から国会議員、国会でも議員立法を出して、皆さんが衆議院、参議院ともども、何カ月、議論しながら祝日の日を決めたんです。だから、今、祝日が16ありますが、その中で、ハッピーマンデーというのは、だから、ある一部の祝日を第1とか第3とか第2とかの月曜日に移行しますよというのがハッピーマンデーで、3連休ということでしょう、大体。海の日、ここに載っている

のは海の日に限ってです。ハッピーマンデー、いくつあると思いますか。成人の日、1月15日が第2月曜日。海の日、7月20日、これが第3月曜日。それから、敬老の日というのがありまして、これが、普通だったら9月15日、これが第3月曜日。それから体育の日というのがあろうでしょう。今までは10月10日、これが第2月曜日、スポーツの日、仮に。このようになっているわけです。だから、ここの最初に出されたのが海事振興連盟、ここから阿南市に出てきたんですね。それで、徳島県の阿南市、市町村でこれを議題にしているところは阿南市だけなんです。ほかの市町村は預かり。だから、私がいいたいのは、四つもあるのに、なぜ海の日だけこういうことを出すのかと。するのであれば、皆、元通りにすればいい。違いますか。そう思いませんか。なぜこれに特化するんでしょうか。私は、祝日というのは本当に大切な日だと思う。いろいろ理由はあるでしょう。そう思いませんか。私はやはり、祝日取るべきですよ。ですから、海の日だけ限って、するのであれば、この4項目すべてをやるべきです、元に戻せと。私はそう思うんです。阿南市で、こういう祝日に関して、皆さんが議論する、それは必要でしょう。ほかの市議会でもいろんな意見を出してもらってやったらいいんです。さっき、星加議員がいわれました。阿南市の市民の方、議論されるのを皆さんは知っていますか。もう少ししたら、ここで採決されるわけでしょう。皆さんに知っていただいて、どうしたらいいのか聞いてからでも遅くないのではないのでしょうか。祝日というのは本当に大切です。私もこんなのはやめろとはいいませんよ。しかし…。

荒谷委員長　こちらを向いて、後ろを向いてください。

住友利広委員　一緒ですよ。

荒谷委員長　一緒ではない。

住友利広委員　皆さんと一緒にです。声、聞こえるでしょう。どっちでも一緒なんです、どちらを向こうと。私は皆さんにいつているんです。考えてくださいよといつているんです。大きな声は出したくないんですが、なぜ、海の日だけの分があるのか。四つあるのであれば四つ、全てやればいいんです。そして、全てを変えなさいということで上に上げていったらいいんです。阿南市の議会が、これほどこういう問題に対して、一つの問題に対して、一生懸命、真剣に討論することは、私はいいいことだと思う。ただ、問題とはいいませんが。

だから、先ほどいわれたように、小野委員もいわれたように、市民の方も意見も聞きながら、議会として公平な立場で諮っていただく。これが最も筋じゃないでしょうか。

それから、われわれが決めたからといって、どうなるものでもない。国会議員、厚生労働省、これが決めるんでしょう。だから、議員立法で、議員で決めるんだから、そのところを皆さんに考えてほしいと思う。だから、私はまだ時期尚早なので、継続をお願いしたい。委員長、そんなよそ向いていわないで、こちらを見てください、私がついてるのに。

荒谷委員長　よく見えています。

住友利広委員 お願いしますよ。

荒谷委員長 以上で御意見、よろしいでしょうか。住友利広委員の意見は。ほかにございますか。それぞれ、意見を述べていただきたいということでございますが、どうでしょうか。

ほかに御意見がございませんが、ちょっと早く始まったので休憩いたしたいと思います。15分間、休憩します。再開は11時です。

休憩 10:45～10:57

荒谷委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きたいと思います。
先ほどの議第1号、国民の祝日の件で、ほかに御意見等はないということでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

荒谷委員長 それでは、御意見がないようでございますので、進めたいと思います。
先ほど、継続という意見が出ましたので、まず、そのほうの審査を先に、継続審査についての採決をいたしたいと思います。

それでよろしいですか。本件を継続審査と決定することに賛成の委員の挙手を願います。

(挙手 少数)

荒谷委員長 挙手少数であります。よって、継続審査にはなりませんので、挙手により採決を行います。

本件を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を願います。

(挙手 多数)

荒谷委員長 挙手多数であります。よって『議第1号 国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書』は、原案のとおり可決いたします。

質 疑 終 了 ・ 採 決
挙 手 多 数 ・ 原案のとおり可決

荒谷委員長 以上で、総務委員会に付託されました案件の審査が終了いたしました。

一 般 質 問

荒谷委員長 ただ今から、本委員会の所管に係る一般的な事項についての質問を受け

たいと思います。通告がありますので、指名をいたします。住友利広委員。

住友利広委員 一般質問をさせていただきます。

今、消防団員の報酬という件が新聞等々で方々出ております。上那賀、それから鳴門、いろいろ出ていますが、東みよし町、鳴門市、勝浦町、それから那賀町ですか。これについて、今、問題となっている値上げ等々、どのように考えられているのか、まずお聞きしたいと思います。団員報酬ですね。

荒谷委員長 中川消防次長。

中川 次長 消防本部、次長の中川でございます。警防課長事務取扱となっております。よろしくお願いたします。住友利広委員の、消防団員の報酬についての御質問にお答えいたします。

現在、全国的に消防団員が減少している一方、全国各地では災害が多発化、激甚化するなど、地域防災力の中核を担う消防団の負担はますます大きくなっております。こうした状況を踏まえ、総務省消防庁では、令和4年1月に、消防団の充実、強化に向け、報酬等の処遇改善、地域防災力の充実、強化に向けた新たな取り組み、幅広い住民の入団促進を重点事項として、地域の実情に応じた消防団の充実、強化に向けた取り組みを行うよう、周知及び助言を要請しているところでございます。重要事項の報酬等の処遇改善につきましては、現在、本市消防団員の年額報酬として1万円を支給しておりますが、国は、令和4年度より、地方財政措置を改定し、団員年額報酬3万6,000円を標準額とするよう、また、災害に関する出動報酬についても、本市では1回の出動につき1班1万円を支給しておりますが、1日当たり1人8,000円を標準額とするよう要請がなされております。

ちなみに現在、本市消防団は、1団14分団69班で組織されており、令和4年6月1日現在の団員数は1,330人であり、これは、国が交付税制度で標準団体行政規模としている、人口10万人規模の団員数583人と比較しても747人の増となっており、標準団体を大きく上回る規模で運営されております。また、本市においては班ごとに詰所及び消防車両のほか、装備品を整備しておりますが、14分団に属する班の数が68班と多く、令和3年度の消防団全体にかかる非常備消防費の比較として交付税算入のある費用の予算は1億4,211万2,000円で、非常備消防費の需要額1億382万2,000円に対し、3,829万円多くの経費が掛かっており、これらの経費についても標準団体と比較して大幅に多くなっております。加えて、需要額算入のない詰所施設の光熱水費等の管理経費なども別に必要となることから、交付税需要額以上の経費を支出して経営しており、仮に年額報酬を国の示す標準額に引き上げた場合、3,559万3,000円の追加費用が必要であり、市の実質的な負担は768万円ほど増える試算となり、地方財政措置の改善が図られてはいますが、なお、市の財政負担は過重となります。

消防団の処遇改善については、大変重要ではありますが、限られた予算内で何に重点を置いて消防団活動を支援していくかは慎重に検討すべき課題であり、今後の施設、装備にかかる整備の在り方や、団員の定数等とも合わせて考慮し、引き続き、他市の状況を調査、研究しながら、阿南市消

防団幹部会議等において十分、協議をしていく必要があると考えております。以上、お答えいたします。

荒谷委員長 住友利広委員。

住友利広委員 ありがとうございます。大体の事情はわかりました。私も昔は分団長、副団長をやっています、団の状況については大体わかっています。ですから、他の消防と比べてでも、1団当たりの装備品は、はるかに阿南市のほうが優れております。ですから、簡単に報酬1万円、それが3万円、そういう問題じゃないんです。消防団員は、火、水、水害、火災から人の命を守るのが使命だと、みんな、使命で生きているんです。だから、それはたくさんあげて、今後ともよく検討をしていただいて、いい方向に持って行ってほしいなど。終わります。

荒谷委員長 要望でよろしいですか。要望ということでさせていただきます。それでは、指名をいたします。金久委員。

金久 委員 それでは、質問させていただきます。

今までもいろいろ、本会議とか委員会でも質問があったことがございますが、国が進めます自治体のデジタル化につきましては、令和7年度末、令和8年3月に全国の全ての市町村が足並みをそろえて、国が定めた市町村の基幹業務20項目において、現在、そのシステムの統一標準化に向けたスケジュールが国から示されていると聞いております。システム運用開始まで、もう4年を切ったこの5月に、本議会でも御答弁がありました。市役所庁内で説明会を実施して、国の目指すデジタル化の姿と本市の現状を比較、整理をし、課題の分析などをされるとの市の御答弁がございました。

私はぜひとも、全国に遅延することなく、総力を挙げて、円滑に実施体制の完了をお願いするところでありますが、2点ほど伺いをしたいと思います。

一つは、5月に実施されました庁内の説明会の主な内容というものは、どのようなことでしたか。また、基幹業務20項目に関係する庁内の関係課はどの程度、いくらでございますか。

2点目ですが、これも御答弁がございましたが、地方公共団体情報システム機構から、本市の、事前の整備費用として、上限9,640万円の支援があって、全て、この機構が負担することになると、本会議で御答弁がございましたが、これは単年度分の予算でしょうか。それとも令和7年度までの額でしょうか。また、この支援を受けるためには、整備を進めることにおいて必須条件が課されているのでしょうか。以上、伺いたしたいと思います。

もう一点、引き続きよろしいでしょうか。

荒谷委員長 どうぞ。

金久 委員 関連しまして、6月15日の本会議で、公金納付のキャッシュレス化についても御質問があったわけです。それで、御答弁があったわけですが、窓口納付、金融機関での振込、口座振替などの方法のほか、クレジットカ

ード、スマホ決済などを含め、さまざまな手段で税金などの納付ができる方法が、今現在ございます。これらはシステム整備など、多額の経費も必要ですが、自治体デジタル化などで取り組むべき課題でもあると御答弁がされております。そこで、阿南市におきまして、お伺いしたいのですが、自治体デジタル化の推進と合わせまして、多様な、このような公金収納方法の時代を迎えておりますので、現況を踏まえて、市は公金収納方法の多様化に向け、今後、どのように考えているかお伺いしたいと思います。

以上、2項目について、よろしくお願ひいたします。

荒谷委員長 吉岡行革デジタル戦略課長。

吉岡 課長 よろしくお願ひします。金久委員の、自治体情報システムの標準化、共通化に関する御質問にお答えいたします。

初めに、5月に実施した庁内説明会での主な内容についてでございますが、説明会では20業務に係る課長や担当職員を対象に、情報システムの標準化、共通化における現状課題や、昨年、制定されました地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の概要、また、対象業務の範囲や標準仕様書の公開時期、今後のスケジュール等について説明し、情報共有を図ったところでございます。

次に、20業務に係る課はいくつあるか、とのお尋ねですが、税務課、市民生活課、保険年金課、地域共生推進課、生活福祉課、介護保険課、こども課、保健センター、学校教育課、選挙管理委員会事務局の10課等が関係することになります。

次に、本市が行う情報システムの標準化、共通化への支援として、地方公共団体情報システム機構から交付される補助金の上限額9,640万円が単年度分なのか、また、令和7年度までの分なのか、でございますが、この補助金は情報システムの標準化、共通化を行う全体の整備費のうち、補助対象となる経費に対し、上限額が9,640万円と定められておりますことから、単年度分ではなく、令和7年度までの分となります。

最後に、この支援を受けるためには必須条件はあるのか、とのお尋ねでございますが、現在、地方公共団体情報システム機構から示されておりますQ&Aの中で、令和7年度末までに20業務全てを標準化、共通化し、国が整備するガバメントクラウド上で提供される標準準拠システムに移行することが交付要件とされております。こうしたことから、今後とも関係課と連携し、令和7年度末までに、遅れることなく自治体情報システムの標準化、共通化の完了に向け、取り組んでまいります。以上、御答弁いたします。

荒谷委員長 小原会計課長。

小原 課長 会計課、小原でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。金久委員の御質問にお答えいたします。

公金収納方法の多様化に向け、今後、どのように考えているか、との御質問でございますが、既に国が策定しております自治体DX推進計画におきましては、デジタルの活用により、住民ニーズに合った行政サービスを推進することが示されております。公金の収納方法につきましても、多様な方法で納付ができる環境を整え、市民の皆様が自分に合った方法を選ん

でいただけることがサービスの向上に欠かせないものであると認識しております。

また、本市の公金には税をはじめ、介護保険料、保育料ほか、施設利用料等、その他、証明手数料など多種の公金があり、関係する課も多いことから、今後、本市が取り組んでいくデジタル化推進事業の中で多様な収納方法に対応できる環境整備に向けて、調査、研究してまいりたいと考えております。以上、お答えといたします。

荒谷委員長 金久委員。

金久 委員 それぞれ、御説明、御答弁、ありがとうございました。

私としては、国の交付金を最大限、しっかりと活用していただき、そして、国からデジタル化に向けては随時、提示がされてくる内容があらうかと思いますが、今後の業務移行など、しっかりと協議をされて、また、併せまして、自治体としましてもそれに見合う、人的、財政的な負担軽減も、あるいは、自治体の職員が住民への直接的なサービスの提供ができる、そのような企画、立案業務なども、そちらのほうにもしっかりと傾注できるような体制で進めていただきたいと思います。

また、こういう行政手続きの方法が変更されると、いろいろ、内容としても変化があると思えますけれども、それにつきましては事前に、適当な時期にしっかりと、市民をはじめ、行政窓口などにも周知をして、市行政として、市民のための丁寧なサービス提供が進められますようお願いをしておきたいと思えます。

また、今、ございました公金収納の方法の推進につきまして、検討につきましては、本当に多様な納付の時代にきておりますので、本当に今、御説明がありましたように、総合的な協議を、研究を進めていただいて、時代ニーズに対応した、そういう体制の構築が、デジタル化の流れに遅れることなく実施されることを、重ねて要望しておきます。以上でございます。

荒谷委員長 ありがとうございます。要望ということでお願いいたします。それでは、指名をいたします。渡部委員。

渡部 委員 お願いいたします。

6月号の広報あなんで、阿南税務署から消費税、インボイス制度の説明会のお知らせがありました。そこで、令和5年10月1日から導入予定の消費税の適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度の市の対応について、3点、お伺いいたします。

1点目は、阿南市行政として、インボイスを交付する事業にはどういったものがありますか。

2点目、インボイスを交付するには、来年3月31日までに登録申請が必要とのことですが、それに向けた準備、例えば職員研修会、登録の必要な事業のリストアップ、登録申請手続き自体、また、指導やチェック体制などはどうされていますか。

3点目は、市行政としては、買い手として取引のある業者からインボイスの提出が必要になりますか。必要であった場合、取引のある業者に登録申請をしてもらう必要があると思えますが、その周知などはできていますか。以上です。

荒谷委員長 山崎財政課長。

山崎 課長 財政課、山崎です。よろしく申し上げます。渡部委員の御質問に答弁いたします。

まず1点目のインボイスを交付する、一般会計で想定される事業につきましては、公共施設の命名権料、施設の使用料、著作権、商標権等の使用料、物品の売却等が対象になっております。

2点目の御質問につきましては、一般会計の登録申請につきましては、今年の3月に登録申請が済んでおります。

3点目の御質問の、買い手として、取引のある業者からインボイスの提出が必要になりますか、ということですが、一般会計につきましては消費税の申告義務がありませんので、買い手として取引のある業者からのインボイスの提出は必要ありません。以上、御答弁とさせていただきます。

荒谷委員長 渡部委員。

渡部 委員 御説明ありがとうございます。

登録者としての取り組みがしっかりとされているようで、それはとてもいいことだと思います。

また、国のほうからは、このインボイス制度については自治体にも、市民の皆様にも、市内の業者の方にも周知、説明をしていただくように、というお願いがきているように伺っておりますので、そちらのほうもまた、しっかりと丁寧に説明を取り組んでいただけたらと思います。

次に要望として、答弁は求めませんが、要望の意見をお聞きいただけたらと思います。阿南市の公共施設での飲食等についての要望です。コロナ禍の中、感染症対策として市内の公共施設での飲食及び調理が一旦、全面的に禁止されておりました。しかし、ウィズコロナの中、感染症の状況が全国的に落ち着いてきたことから、入館時での氏名や連絡先の記入が緩和され、徳島県からはプレミアム食事券の申し込みも始まりました。マスクの着用に関しても、感染症対策をしながら取り外せる場面も出てきましたし、また、海外からの入国制限やイベントなどの入場制限についても緩和措置が取られており、日常生活において緩和できる活動が増えてきております。

このような状況下で、県内の他の公共施設、県立文学書道館や県立福祉センターなどでは、それぞれ条件は異なりますが、調理や感染リスクの低い食事が可能になってきていると伺っております。また、鳴門市、吉野川市では、市主催、貸館とも、調理はOKとのこと。飲食はまだできていないようですが。また、小松島市では、市主催の調理も飲食もOKとなっています。貸館については、各施設の判断となっているようです。

そこで、阿南市の各課が所管しております公共施設においても、コロナ前にできていました飲食等の再開へ、緩和措置を御検討していただくとともに、規制が緩和されましたら、市民の皆様への周知についても合わせて御要望いたします。どうぞよろしく願いいたします。以上です。

荒谷委員長 それでは、要望ということで取り扱いと思います。よろしく願いいたします。

それでは指名をいたします。藤本委員。

藤本 委員 お願いします。先日の文教厚生委員会の議論の中で、学校のグラウンド照明についてですが、市の管理するグラウンドの照明がない小学校が富岡、見能林、桑野、山口、吉井、横見とのことでした。これらの小学校についてお聞きしますが、市の指定緊急避難場所にも指定されているところもあると思いますが、現在、どのようになっていますか。

荒谷委員長 川端危機管理課長。

川端 課長 危機管理課、川端でございます。藤本委員の、小学校の市指定緊急避難場所の現状についての御質問に御答弁を申し上げます。

委員御指摘の六つの小学校、富岡、見能林、桑野、山口、吉井、横見につきましては、災害対策基本法第49条の4、第1項に基づき、市指定緊急避難場所に指定されております。以上、御答弁とさせていただきます。

荒谷委員長 藤本委員。

藤本 委員 ありがとうございます。それぞれ、さまざまに避難場所に指定されていて、非常に重要な地域の拠点であると思いますが、昨日の本会議におきまして、夜間の避難訓練についての議論もなされておりました。これらを踏まえて、防災上、これらの小学校の照明施設の必要性についてどのように思われますか。

荒谷委員長 川端危機管理課長。

川端 課長 危機管理課、川端でございます。藤本委員の、防災上、これらの小学校の照明施設の必要性について、の御質問に御答弁をいたします。

災害が発生した時間帯が夜間の場合、昼間と比較して避難経路の認識度が格段に低くなることが予測されております。避難行動時、グラウンド等の照明施設により、遠い地域から避難を開始する場合、光によって地理的な方向性が与えられ、避難場所への誘引を高めるものとされております。現在、市内の学校、公民館等の防災倉庫には投光器と発電機が備えられており、災害発生時においてはそれらの投光器を活用していただくこととしておりますので、御理解のほど、よろしくお願いをいたします。以上、御答弁といたします。

荒谷委員長 藤本委員。

藤本 委員 ありがとうございます。投光器のことはお聞きしていなかったんですが、災害発生から短い期間で、グラウンド照明が設置されているような高いところに投光器を設置することは不可能かと思しますので、グラウンド照明の代わりになるものではなくて、投光器は投光器で、足元を照らしたり、避難経路を照らしたり、また、施設内を照らしたり、それはそれで重要だと思いますが、一つ、確認ですが、学校におけるグラウンド照明は、スポーツ少年団活動に対するものだけではなく、先ほどの御答弁にもありましたように、地域の防災の観点から見ても、非常に重要な施設であるという認識で間違いございませんでしょうか。

荒谷委員長 川端危機管理課長。

川端 課長 危機管理課、川端でございます。藤本委員の御質問に御答弁をいたします。

市指定緊急避難場所につきましては、小学校以外にも公民館や文化会館等がございまして、グラウンド等にある照明施設がないところもございしますが、先ほど申しましたように、夜間に避難を行うときに、移動時や避難場所にとどまる場合におきましても、光、明るさについては、市民の皆様の安全の確保と安心感をもたらすものと認識しているところでございます。以上、御答弁とさせていただきます。

荒谷委員長 藤本委員。

藤本 委員 ありがとうございます。最後に要望を申し上げますが、これまで小学校のグラウンドの照明が市の管理にならなかった理由としては、やはり、スポーツ少年団活動に対するものは学校外の活動とするという観点から、なかなか市の管理にしてもらえなかった。また、あるいは地元のほうから寄付しますよといっても断られてきたいんですが、先ほどの危機管理課長の答弁にもありましたように、防災上から見ても、やはり非常に重要な施設であると思いますので、全ての施設に設置するとなると多額の金額も必要かと思いますが、先日の沢本委員の質問にもありましたが、既にあるものに関しては市のほうで引き取っていただいて、管理をしていただくように要望を申し上げますので、よろしく願いをいたします。以上です。

荒谷委員長 ありがとうございます。

ほかに質問等はないようでございますので、これで質問を終了いたします。所管に係る一般質問を終結いたします。

閉会にあたり、市長から御挨拶を受けたいと思います。表原市長。

表原 市長 本日は総務委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございました。そして、提案させていただきました各案件につきましては、全て原案どおり御承認を賜り、厚く御礼を申し上げたいと思います。審議の過程において賜りました各御意見、御提言につきましては、今後の市政運営に対しまして、しっかり活かしてまいりたいと存じておりますので、引き続きの御指導をよろしくお願い申し上げます。本日は誠に御世話になりました。

荒谷委員長 それでは、これをもちまして総務委員会を終了いたします。長時間にわたり、御審議、誠にありがとうございました。

閉 会 11：28
